

会 議 議 事 録

件 名	令和 6 年度第 1 回長泉町地域公共交通協議会
日 時	令和 6 年 5 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
場 所	長泉町役場西館 4 階大会議室
出席者	【出席委員】 13 人 【欠席委員】 2 人 【事 務 局】 6 人 【随 行】 2 人
I 議事 1 開会 2 委員及び事務局紹介 3 協議事項 （1）令和 6 年度のスケジュール （2）令和 5 年度公共交通施策の分析評価 （3）長泉町地域公共交通計画の改訂について 4 報告事項 （1）長泉町コミュニティバスの運行状況 （2）デマンド乗合タクシー「ももタク」の運行状況 5 その他 （1）静岡県における事業について 6 閉会	

II 議事概要

1 開会（会長挨拶）（13：30～13：38）

本日は大変忙しい中、本年度第1回の地域公共交通協議会に参加頂き、感謝申し上げます。昨年度で委員は任期が2年で終了となっているが、今年度からまた新たな任期ということで、よろしくお願ひしたい。

この協議会について、毎回様々な課題があるが、最近では特に公共交通のあり方について、マスコミ等でも大きく取り上げられている。ライドシェアが始まったり、近隣の7市町の議員が、公共交通を考える議員連盟を立ち上げたり。公共交通は、各市町が独自の手段を持っているわけではないため、今日来ていただいた事業者の協力がなくては何もできない状況にある。そうした中で、運転手不足が全国的にも大きな問題となっている。新聞報道でもあったが、長野電鉄が今年の1月から、市内の路線バスを日曜運休にしたことでマスコミでも大きく取り上げられ、利用者からも困るという話が出ている。まさに運転手が不足し、路線を組めないという状況で、これから少子化の中で乗る方も減るが、運転手の確保も非常に難しいのかなと思っている。

長泉町としても、ここ数年、様々な公共交通の手段を試しているが、非常に厳しい状況下にあるのは事実で、引き続き良い方向に向かうように皆様で協力いただければと思う。

2 委員及び事務局紹介（13：38～13：43）

（略）

3 協議事項（13：43～13：47）

（1）令和6年度のスケジュールについて 資料1

今年度の全体スケジュールについて、長泉町地域公共交通協議会を本日、8月頃、12月頃、2月頃の4回開催する予定とし、8月、2月については必要に応じた開催とする。本日は公共交通施策の分析評価のほか、地域交通計画の改訂についての協議やコミュニティバス等の運行状況の報告をする。また、8月については、協議会の中で説明がある静岡県における事業に伴う運賃協議会、12月については、地域間幹線系統の事業評価や自主運行バス、デマンド乗合タクシーの運行状況について予定している。続いて、今年度の主な施策の取り組みについて説明する。

（資料読上げ）

以上が主な取り組みである。

〔会長〕

以上が今年度の町の公共交通に関する施策のスケジュール等だが、委員から意見、確認等しておきたい点があれば発言願ひたい。

【質疑】（13：47～13：50）

〔委員〕

昨年度の議論の中で、コミュニティバスの定期券を導入する話があったが、もし導入するとしたらいつぐらいになるのかと、もし定期券を導入する場合、その運賃協議会が必要になると思う

が、2回目の協議会に合わせて協議をするのか、その点確認したい。

〔事務局〕

定期券の導入については昨年度協議をしたところだが、様々な課題がある中で、今年度予定をしているヒアリングを実施し、情報を得た上で、もう一度議論をしていただく形に進める方向でいきたい。いずれにしても、実際に使う方の意見をいただきながら、慎重に判断していきたい。

運賃協議会については、静岡県の事業で必要になるということで、設置要綱の改正も含め、8月（2回目）の協議会で実施したい。

〔会長〕

今年度の協議会のスケジュールについて、説明した内容で進めていきたい。このスケジュールで進めることについて賛成の方は、挙手をお願いしたい。

【審議結果】

賛成多数で原案のとおり承認

（2）令和5年度公共交通施策の分析評価 **資料2**（13：50～13：58）

この評価について、令和3年3月に策定した長泉町公共交通計画内で設定した目標に対する達成状況を毎年確認することとしているため実施する。資料の6ページ以降に長泉町地域公共交通計画の該当箇所を抜粋している。本評価はこれら交通計画の60ページから63ページに掲げる方針に基づき行う。

目標は全部で5つあり、これに対して数値指標は7つとなっている。

1 ページ目では、数値目標およびそれに対する目標値・実績値を一覧で記載している。

2 ページ目では、数値目標ごと達成状況に対する要因分析を行っている。（1）公共交通の利用者数については、目標値に対して+10,000人となっている。令和5年度の実績値の算出は令和4年度の利用者数を基に算出している。令和5年度はウィズコロナに向けた新たな段階となり、夏以降は新たな行動制限は行わず、社会経済活動と感染対策の両立の維持が進められた。このような状況もあり、令和4年度数値と比較しトータルして利用者の増加となった。

続いて（2）公的資金が投入されている公共交通の収支率について、実績値は12.6%、目標値に対しては△10.4%となり、令和4年度数値と比較しても下がっている。資料にあるとおり、コミュニティバスの運行経費は年々上昇している状況である。ももタクについても、利用者数が増えている分、運行経費がかかっている。運行経費の削減は外部的な要因が主であり改善が難しいことから、利用者数の増加を図るための利用促進策の実施やももタクの乗り合い率向上を図ることで収支率の改善につなげたい。

3 ページ目について、（3）利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額は、令和5年度は1人当たり934.6円、目標値との比較が+617.6円となっている。指標の設定当初はコミュニティバス長泉清水循環バスのみであったが、令和5年度評価からは、再編後の南北線、循環線A、Bの3路線分の運行経費となったことから、委託料の額が上昇している。さらに、こちらも利用者の伸びが少なく、結果として1人当たりの公的資金投入額が大幅に上昇し、目標値に対し

て1人当たり+617.6円となった。目標（2）同様、利用者数の増加を図るための利用促進策の実施やももタクの乗り合い率向上、コミュニティバスのダイヤの見直し等による委託料の抑制も視野に入れた改善を図っていきたい。

続いて（4）移動困難者のドアツウドア型デマンド交通のカバー率については、算出方法における人口を5年に1度行われる国勢調査の結果を使用しているが、令和2年の国勢調査結果が公表されたことに伴い再計算をしており、令和5年度実績は、カバー率が100%となっている。

4ページ目、（5）住民意識調査の結果について、令和2年度第2回協議会での議論を踏まえ、令和3年度住民意識調査からは、実際に公共交通を利用している方の満足度を問う設問に変更した。設問対象を全員ではなく、公共交通を利用している、時々利用している方に限定し、その方たちに長泉町内の公共交通は充実しているかを問い、「そう思う」「ややそう思う」を足した割合としたところ、実績値は35.1%となった。

コミュニティバスの再編やマイナンバーカードを活用したタクシー利用助成などの成果が考えられる。設問がやや異なることから、1ページに記載の通り、従来の公共交通の満足度と公共交通の充実とを分けて整備している。（6）情報提供施策等の実施について、継続的に行っている町内すべての路線を集約したバスマップの配布に加えて、令和5年9月15日以降の広報でも、コミュニティバスのリアルタイムでの現在位置が分かるバスロケサービスについて掲載したほか、福祉健康祭りや産業祭においてブースを設けて公共交通のPR、ケーブルテレビのトコちゃんに職員が出演し、バス路線の再編について情報発信を行った。

利用促進策について、ながいずみ観光交流協会と協力し、長泉町コミュニティバス停周辺見どころマップの配布、70歳以上の方への3,000円分の交通系ICカードの配布、コミュニティバスを活用した町内周遊ミニツアーを実施した。最後に、（7）新技術の導入検討について、こちらは令和7年度に達成状況の確認を行うこととしているため、今年度は分析を行わない。

なお、該当事例として、令和5年12月に富士山南東スマートフロンティア推進協議会で自動運転バスの実証を実施した。

[会長]

事務局からの説明は以上だが、この分析評価について、確認しておきたい事項等があればお願いしたい。

【意見】（13：58～14：06）

[委員]

（2）（3）が厳しい状況であるため何とか改善するように進めていければと思う。

住民意識調査については、利用者の35%が充実しているということで、満足度はどんどん上がっている状況かと思う。そういう意味では、交通網としては機能しているため、あとは人をどう増やしていくのが課題かと思う。

【質疑】

[委員（代）]

評価についてはこれで年度の評価のため問題ないが、特に公的資金が投入されている収支率、

(3) の公的資金投入額は大きくなっている。これは物価高騰等で仕方がないことではあるが、実際に令和7年度までの計画を立てた時には、これまでの物価高騰は見込んでいない。実際にこの目標値を達成するためには、どのくらいの人数が利用すれば目標値達成するのか数値を出しているのか。

[事務局]

目標値を達成するための利用人数は数千人単位での増加が必要である。そのほか運行経費の削減が必要であり、ダイヤの見直しや運行しない曜日も視野に入れ、利用者のモニタリングをしながら、次の5年間に向けた交通計画の策定、指標の設定を行っていく必要があると思われる。

[副会長]

目標値の設定の(1)の利用者数について、令和5年の1月から循環線A、Bの実証実験をしているが、その運行状況もデータに盛り込まれているのか。また、盛り込まれているとしたら年間5,000人増の見込みは低すぎるのではないのか。

それから(5)の住民の意識調査の目標値について、どのような基準で定めたのか。

[事務局]

利用者数について、当初の目標設定時には令和4年度にコミュニティバスの再編を予定としていて、令和4年度の目標、49万5,000人から5,000人増加を見込み50万人とした。

住民の意識調査の目標値設定については、明確な根拠はないが様々な意識調査の目標値を参考に令和7年度の目標を30%とし、中間目標のような形式で各年度の目標値を算出した。

[会長]

公的資金が多く入っているが、今実証運行中の循環線、いわゆる昔、長泉清水循環で1路線だったところがコミュニティバスの再編により3路線となり、投資額が増えている。これについて3路線組むべきなのか、運行調査を実際にやってみる必要がある。そこも含め委員と議論していければと思う。

【審議結果】

賛成多数で原案のとおり承認

(3) 長泉町地域公共交通計画の改訂について **資料3-1** **資料3-2** (14:06~14:11)

令和3年3月に策定をした長泉町地域公共交通計画について、計画策定後の各種施策の進捗や上位関連計画の改訂及び公共交通の運行経路変更等を反映した計画とするために、この度改訂を行う。

主な改訂内容としては、資料3の1の2、長泉町地域公共交通計画改訂の概要に記載のある、

- 1 町の上位関連計画の改訂、統計資料等の更新に伴う記載内容の見直し
- 2 立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画の改定及び国政調査等の統計資料の事前修正に伴う記載内容の見直し
- 3 町の公共交通の現状の更新と記載内容の見直し

改訂理由としては、これまでの公共交通施策の進捗状況を踏まえ、記載内容の見直しを行ったためである。

(資料の改訂ページ読上げ)

主な改定箇所の説明は以上となる。

[会長]

今回の交通計画の改定について、内容を説明させていたいたが、委員の皆様から何かご意見等あればお願いしたい。

【質疑】 (14 : 11～14 : 15)

[委員]

令和3年3月に策定した地域公共交通計画について、当初計画で定めたものを取り組んでいく中で計画を変更、改善したものは削除する必要はない。取り組みの経緯や過程を残しておいた方が進捗も確認できるため残した方がいい。

[事務局]

そのような形で一度最終案を作らせていただきたい。

[委員]

公共交通の中では新しい概念も出てきているが、この中にはライドシェアの話も入っているのか。

[事務局]

ライドシェアについて、移送サービスのマニュアルの中で、国の方針等も踏まえながら作業させていただいているが、おそらく、来年度の交通計画の見直しのところで可能な範囲で盛り込むような形を現時点では想定している。

新技術については、自動運転の実証など様々な取り組みが出てくる状況は見てとれる。この協議会の中で委員に相談しながら、令和8年度以降の交通計画に盛り込む形になると想定している。

[会長]

先ほどご指摘いただいた点については、修正した上で、案を提示させていただきたい。それでは、条件付きとはなるが、この改訂についてご承認の方は、挙手をお願いしたい。

【審議結果】

挙手多数で原案のとおり承認

4 報告事項 (14 : 15～14 : 20)

(1) 長泉町コミュニティバスの運行状況 資料4

長泉町コミュニティバスは、令和5年1月23日より、これまでの長泉清水循環バスの経路を見直して南北線とし、また、町内を八の字で循環して運行する循環線A、循環線Bの計3路線へ再編した。

1 ページ目は、各路線の運行概要である。(2) 運行状況について、上のグラフは長泉町コミュニティバスの利用者数の経年推移のグラフであり、このグラフは年度単位で過去のコミュニティバスの利用者数を表したものの。

平成25年度から年々利用者数は減少し、特に令和2年度から令和4年度に関しては、新型コロナウイルスの影響により、利用者数は3万人前後となっている。直近の令和5年度の利用者数は3万446人と、前年度と比較し微減となり、新型コロナウイルスの流行が始まった令和2年度から同水準で推移し、新型コロナウイルス流行前の令和元年度の水準には戻っていない。

次に、下の(2)路線再編後の運行状況について、令和5年度各路線の利用者数について報告する。まず南北線について、グラフは月別の利用者数を表す。令和5年度の年間利用者数のうち南北線は令和5年度の年間利用者数2万754人、全体の乗車比率としては2便、3便のシェアが多く占めている。

利用が多い停留所を乗降車別にそれぞれ記載しているが、乗車が多い停留所は多い順でサントムーン柿田川、下土狩駅、静岡医療センター、降車が多い停留所は多い順で八幡東、サントムーン柿田川、下土狩駅の利用が多く、通勤通学、通院や買い物での利用が多い。

3 ページ目について、循環線A、循環線Bの利用者数のグラフは南北線のグラフと同様、月別の利用者数を表している。

循環線Aの令和5年度年間利用者数は5,298人、循環線Bの令和5年度年間利用者数は4,394人である。両路線ともに2便、3便のシェアが多く占め、利用が多い停留所は、循環線Aの乗車は下長窪、グラント入口、南一色広場、降車は下狩駅、フレスポ長泉前、グラント入口、循環線Bの乗車に関しては下土狩駅、池田病院前、長泉なめり駅、降車は下狩駅、ウェルディ長泉、勤労者体育センター東の利用が多く、通勤通学や買い物での利用が多い。

資料のとおり、コミュニティバス全体の利用者数は新型コロナウイルスの流行の令和2年度以降、増加しない厳しい状況にあり、流行前の令和元年度の水準には戻っていない。

公共交通に関する情報発信やイベント等のPRを行うことで、利用者数の増加および定着を図っていきたいと考えている。

[会長]

コミュニティバスの運行状況について説明があったが、委員からご意見等いただきたい。

【質疑】 (14:20~14:29)

[副会長]

(1) のコミュニティバスの利用者数の推移というグラフで、説明の中で令和4年度から令和5年度に微減という話があったが、循環線A、Bが絡んでいると思われる。循環線A、Bを除いた時に南北線と長泉清水循環というのは同じ扱いになると思うが、数値を見ると9,000人ぐらい減っている。南北線のこの9,000人の減少というのは、循環線以外に理由があるのか。

[事務局]

循環線A、Bができたことにより町内でバスを利用されていた方の移動経路が、変わった部分もあると思うが、正直なところ南北線の利用者がここまで減少する想定はしてなかった。循環線

で移動できる範囲が広まったことが南北線利用者の減少になった要因の1つだと考えられる。

また、運賃についても長泉清水循環の際は100円だったものが値上げしたことも要因の1つだと考えられる。

[副会長]

長泉清水循環バスのバス停と南北線のバス停に変更はあったか。

[事務局]

一部変わっている。

[副会長]

利用者の利用区間（停留所ごと）のデータはあるのか。

[事務局]

バス停ごと、月日ごとに乗降人数がわかるデータはバス事業者に日々集計をしていただいているが、例えば、長泉なめり駅で乗った利用者がどこで降りたかというところまでは、現状把握ができてない。今年度の調査の中で、どういう目的で利用しているかなど可能な範囲で、データ収集をしたいと思っている。

[会長]

基本的にはコミュニティバスの利用者が右肩下がりになってるのが現実で、平成25年にはバス利用者が5万人弱いたところが、新型コロナウイルスの影響もあり3万人まで減っている。感染対策に伴い生活スタイルも変わり、当町の公共交通において非常にシビアな数字かなと思っている。近隣の公共交通も同様、やはりどこもあまりいい状況ではない。その結果、一段と自家用車に依存する世の中に進んでしまっている。移動経路や利便性の向上、そういった部分での分析を今回の調査の中でできるだけ把握できればと思う。

[委員]

先ほど利用者数の減少についてコミュニティバスの再編が影響していると話があったが、タクシー等の影響もあると思う。もちろんタクシーの利用者が増え、公共交通全体の利用者数が増えていれば喜ばしいことではあるが、元々バスを利用していた方がタクシー利用に移行したことがわかるデータがあるといいのかと思う。

[会長]

マイナンバーカード活用タクシー利用助成事業については、基本的には登録者数が右肩上がりになっている。事務局には、公共交通の利用方法移行等のデータが提示ができるような調査を今後できるか検討をしてほしい。

(2) デマンド乗合タクシー「ももタク」の運行状況 資料5 (14:29~14:32)

デマンド乗合タクシーももタクは、路線バスの撤退に伴う代替手段として桃沢地域に導入した、利用者の要求に応じて運行するデマンド乗合タクシーである。

ももタクの運行状況については、資料の中央に各月の輸送人数の表が記載しているが、令和5年度の利用者数は1,625人と、前年比と比較して39人増加し、年々利用者数は増加している。運行台数は前年度と比較し減少しているが、輸送人数が増加していることにより、微増ではあるが、乗り合い率が1.29と増加している。

しかし、乗り合い率は増加しているものの、一般タクシーの運賃改定などによる運行経費の増加が起因し、収支率は19.1%と前年度と比較して微減している。

また、令和5年度より1日あたりの平均運行台数は、4台から5台と微増ではあるが増加し、1日の稼働台数も増加している。

資料裏面、各停留所の乗降回数については、特に桃沢郷と屋代住宅でのニーズが増加傾向にある。これはももタクをメインに利用している方で、通勤や買い物の移動手段として頻繁に利用している結果となる。

以上の結果から、ももタクは地域にはなくてはならない足として根付いてきているが、先ほどの説明資料表面部の収支率が課題となっている。地元区と運賃改定等の協議を進めていく必要があると考えている。

[会長]

このももタクについて毎年報告しているが、今年度の収支率この辺について引き続き課題がある。意見等あればお願いしたい。

【質疑】 (14:32~14:34)

[会長]

ももタクの会員登録は増えているのか。

[事務局]

数ヶ月に1件程度だが、登録に来る方がいる。現時点で753人登録している。年間で10件あるかないかぐらいの登録ではあるが、若い方から高齢者の方まで登録している。

[委員(代)]

ももタクの各停留所の場所について、タクシー会社さんの方で利用者に説明をしているのか。

[事務局]

停留所の場所に関しては、役場に利用登録に来た際、停留所の写真を見せながら案内している。

[会長]

乗降回数の数字を見ると、屋代住宅の利用者については日頃の買い物だとかそういったところで乗り合いをしながら、利用者の足として定着していると思う。タクシーの利用方法として、地域としてもいい状況と感じる。

5 その他 (14:35~14:41)

(略)

6 閉会 (14:42)

令和6年度 第1回長泉町地域公共交通協議会 次第

日 時: 令和6年5月 21 日(火)

午後1時 30 分から

場 所: 長泉町役場西館4階大会議室

1 開会

2 委員及び事務局紹介

3 協議事項

(1) 令和6年度のスケジュール

資料1

(2) 令和5年度公共交通施策の分析評価

資料2

(3) 長泉町地域公共交通計画の改訂について

資料3

4 報告事項

(1) 長泉町コミュニティバスの運行状況

資料4

(2) デマンド乗合タクシー「ももタク」の運行状況

資料5

5 その他

(1) 静岡県における事業について

6 閉会

令和 6 年度のスケジュール（案）

1. 協議会の開催

開催回	開催日程	協議・報告事項
第 1 回	令和 6 年 5 月 21 日	・ 令和 6 年度のスケジュール ・ 公共交通施策の分析評価
第 2 回	令和 6 年 8 月 頃（予定） ※必要に応じて開催	・ 公共交通施策について ・ 県事業に伴う運賃協議会
第 3 回	令和 6 年 12 月 頃	・ 公共交通施策について ・ 地域間幹線系統の事業評価 ・ 自主運行バス、デマンド乗合タクシーの運行状況
第 4 回	令和 7 年 2 月 頃（予定） ※必要に応じて開催	・ 公共交通施策について

※会議の開催回・日程は現時点での予定であり、協議の状況により変わる場合があります。また、書面による開催とさせていただきます場合があります。

※協議・報告事項は予定であり、変更する場合があります。

2. 令和 6 年度の主な施策（取り組み）

長泉町地域公共交通計画での位置づけ （公共交通施策体系） ※長泉町地域公共交通計画（改訂版）P. 65・66	施 策
①コミュニティバスの再編 ⑤サービス水準の改善	<u>コミュニティバス循環線の本運行移行基準の検討</u> ・ 利用促進策実施後の現状把握、利用者へのヒアリング及び乗降調査を 10 月を目途に実施し、12 月開催の協議会において報告予定。 ・ コミュニティバス運行情報データに基づくモニタリングと現状整理の実施。 ・ 前記を踏まえ、コミュニティバス循環線の本運行移行基準を設定する。設定にあたっては、中間値設定も含めた目標値の設定を検討する。
④地域が主体となる移送サービス導入マニュアル	<u>マニュアルの見直し</u> 令和 6 年 3 月に策定した「地域が主体となる移送サービス導入マニュアル」について、国土交通省通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン（令和 6 年 3 月 1 日 国自旅第 359 号）」を踏まえた内容の見直しを実施する。

⑦公共交通の情報提供 ⑧公共交通の利用促進策	<u>公共交通に関する情報発信、イベント等における PR</u> ・各種イベントや広報での情報発信、シニアクラブへの説明等により、町民への認知向上を図る。 ・民間バス路線も含めた「長泉町 BUS MAP」の配布配架を実施する。 ・昨年度に好評であった「コミュニティバスを活用した町内周遊ミニツアー」を観光交流協会の協力のもと今年度も実施する。
⑨新技術を活用したモデル事業	<u>自動運転バス実証運行</u> 令和５年度に富士山南東スマートフロンティア推進協議会（三島市、裾野市、清水町、長泉町）で三島駅北口～下土狩駅間で実施した自動運転バス実証運行を令和６年度も引き続き実施するため、前年度の結果を活かし需要が見込めるルートでの国庫補助事業を申請予定。 <u>交流型オンデマンド交通によるコミュニティ活性化事業</u> 首都圏からの移住者や自家用車を持たない住民が、車を持たずとも移動しやすい環境の創出に向けて、下土狩駅～三島駅周辺の概ね３キロメートルの範囲において移動・交流のニーズ調査と小型モビリティによるオンデマンド交通の短期間の実証運行を７月～８月頃に行う。

長泉町地域公共交通計画 令和 5 年度公共交通施策の分析評価

数値指標		R 5 目標値	R 5 実績値	備考
(1) 公共交通の利用者数		500 千人	510 千人	
(2) 公的資金が投入されている公共交通の収支率		23.0%(維持)	12.6%	
(3) 利用者 1 人当たり公共交通のための公的資金投入額		317.0 円/人 (維持)	934.6 円/人	
(4) 移動困難者のドアツウドア型デマンド交通のカバー率		100.0%	100.0%	
(5) 住民意識調査の結果	公共交通の満足度	23.5%	—	※ 1
	公共交通の充実	—	35.1%	
(6) 情報提供施策等の実施		各 1 回	情報提供 4 回 利用促進 3 回	
(7) 新技術の導入検討		—	—	—

※ 1 令和 3 年度より設問内容が変更となった。

令和 2 年度：町が行っている施策に対する満足（充足）度

バスなどの公共交通の充実のうち「満足」「ほぼ満足」を足した割合
(全員回答)

令和 3 年度以降：長泉町内の公共交通の利用状況で、

「利用している」「ときどき利用している」と回答した方に対する

補問 長泉町内の公共交通は充実しているか

について、「そう思う」「ややそう思う」を足した割合

(1) 公共交通の利用者数

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	495 千人	495 千人	500 千人	500 千人	500 千人
実績値	476 千人	471 千人	510 千人	-	-
目標-実績	-19 千人	-24 千人	10 千人	-	-
算出方法	運行本数が片道 3 本を超える路線バス（各事業者提供）、コミュニティバス、デマンド乗合タクシー「ももタク」の前年度の利用者数（延べ人数）				
令和 5 年度 要因分析	利用者数の増加要因として、「With コロナ」に向けた新たな段階への移行時期であり、生活行動の変化が影響し、公共交通の利用者数が戻ってきたものと考えられる。				
備 考	- 令和 5 年 1 月 23 日から「長泉清水循環バス」の運行経路を見直し、「南北線」とするとともに、町内を 8 の字で循環する路線「循環線 A」、「循環線 B」の実証運行を開始した。 - R5 実績値は R4 年度の利用者数を基に算出していることから、コロナ禍の影響が未だに残っている。 - デマンド乗合タクシー「ももタク」の利用者数は増加しているが、バスの利用者はコロナ禍の影響も加わり下降傾向が続いている。				

(2) 公的資金が投入されている公共交通の収支率

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
実績値	13.9%	15.8%	12.6%	-	-
目標-実績	-9.1%	-7.2%	-10.4%	-	-
算出方法	コミュニティバス（「長泉清水循環」、「南北線」、「循環線」、「ももタク」）の前年度の運賃収入 $\div$ コミュニティバス（「長泉清水循環」、「南北線」、「循環線」、「ももタク」）の前年度の運行経費 $\times 100$				
令和 5 年度 要因分析	- 運賃収入の減少要因として、コロナ禍による外出自粛などの影響を受けたものと考えられる。 - 運行経費の増加要因として、コミュニティバスの再編を行ったこと、各種経費が増加傾向であること（P 5 参考資料 1 参照）、「ももタク」は乗合率が昨年度から横ばいであり、向上がみられなかったことが考えられる。				
備 考	「ももタク」の利用者数は増加しているが、バスの利用者についてはコロナ禍の影響も加わり下降傾向が続いている。更に、物価高騰など世界的な情勢の変化の影響により、運行経費が増加している。 - 運行経費の削減は外部的な要因が多く改善が難しいことから、コミュニティバスの利用促進、「ももタク」は乗合率の向上を図っていくことなどで収支率を改善していく必要がある。				

(3) 利用者 1 人当たり公共交通のための公的資金投入額

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	317.0 円/人	317.0 円/人	317.0 円/人	317.0 円/人	317.0 円/人
実績値	478.5 円/人	573.1 円/人	934.6 円/人	-	-
目標-実績	+161.5 円/人	+256.1 円/人	+617.6 円/人	-	-
算出方法	コミュニティバス（「長泉清水循環」、「南北線」、「循環線」、「ももタク」）の前年度の委託料 ÷「長泉清水循環バス」と「ももタク」の前年度の年間利用者数				
令和 5 年度 要因分析	- 委託料の増加要因として、「長泉清水循環バス」の運行経費の増加（P5 参考資料 1 参照）、コミュニティバスの再編による経費の増加、「ももタク」は乗合率の向上がみられなかったことが原因と考えられる。 - 利用者数の減少要因として、コロナ禍による外出自粛などの影響を受けたものと考えられる。				
備 考	「ももタク」の利用者数は増加しているが、バスの利用者については、コロナ禍の影響も加わり下降傾向が続いている。更に、物価高騰など世界的な情勢の変化の影響により、運行経費が増加している。 - コミュニティバスの利用促進、「ももタク」は乗合率の向上を図っていくことなどで年間利用者数を増やしていく必要がある。				

(4) 移動困難者のドアツウドア型デマンド交通のカバー率

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	30.2%	30.2%	100.0%	100.0%	100.0%
実績値	29.0%	29.0%	100.0%	-	-
目標-実績	-1.2%	-1.2%	0	-	-
算出方法	65 歳以上のドアツウドア型デマンド交通圏内の町民人口 ÷65 歳以上の町民人口				
令和 5 年度 要因分析	- 令和 3 年度の実績値より、令和 4 年 2 月に発表された令和 2 年国勢調査の小地域集計でカバー率を再計算した。 - 令和 4 年 10 月からマイナカード活用タクシー利用助成事業を開始したことに伴い、ドアツウドア型デマンド交通のカバー率は 100%となった。				
備 考	ドアツウドア型デマンド交通圏域に変更はない。※ 1				

※ 1 人口データを令和 2 年度国勢調査に変更している。地域公共交通計画策定時からドアツウドア型デマンド交通圏域に変更はない。

(5) 住民意識調査の結果

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	17.3%	20.5%	23.6%	26.8%	30.0%
実績値	27.6%	33.0%	35.1%	－	－
令和5年度 要因分析	令和3年度より住民意識調査の設問を変更し、該当する設問の回答者を公共交通の利用者に限定したことが影響していると思われる。				
備考	・住民意識調査の設問が変更となっている。※1 ・マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業は、令和4年10月から本運行を実施しており、移動困難者の公共交通の充実が図られている。				

※1 住民意識調査の設問は以下の通り。

令和2年度：町が行っている施策に対する満足（充足）度

バスなどの公共交通の充実のうち「満足」「ほぼ満足」を足した割合
(全員回答)



令和2年度第2回協議会での議論を踏まえ、令和3年度住民意識調査では実際に公共交通を利用している方の満足度を問う設問に変更。

令和3年度以降：長泉町内の公共交通の利用状況で、

「利用している」「ときどき利用している」と回答した方に対する
補問 長泉町内の公共交通は充実しているか
について、「そう思う」「ややそう思う」を足した割合

(6) 情報提供施策等の実施

	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回
情報提供施策 実績値	1回	3回	4回	－	－
利用促進策 実績値	0回	0回	3回	－	－
令和5年度 要因分析	・情報提供施策は、広報ながいずみ No. 1433（令和5年9月15日号）においてコミュニティバスのバスロケサービスについて掲載、「長泉町福祉健康まつり」及び「長泉町産業祭」においてブースを設け公共交通のPR、トコチャン（ケーブルテレビ）でコミュニティバスの再編について情報発信を行った。 ・利用促進策は、ながいずみ観光交流協会と協力し「長泉町コミュニティバス停周辺見どころマップ」の配布、70歳以上の方への交通系ICカードの配布、コミュニティバスを活用した町内周遊ミニツアーを実施した。				
備考					

(7) 新技術の導入検討

(7) 新技術の導入検討は、令和7年度に達成状況の確認を行うこととしているため、本年度は分析を行わない。（参考：令和5年12月に自動運転バス実証を実施）

参考資料

1 長泉清水循環バス（南北線・循環線A・循環線B）の運行経費

	R1	R2	R3	R4※
長泉清水循環バス 運行経費	16,371,473 円	22,100,386 円	19,721,430 円	22,870,212 円
運送費	15,813,142 円	21,209,303 円	19,100,503 円	22,147,712 円
一般管理費	536,689 円	855,954 円	572,056 円	621,723 円
営業外費用	21,642 円	35,129 円	48,871 円	100,777 円

※令和5年1月23日から再編運行（南北線・循環線A・循環線B）を開始した。

出典：長泉清水循環バス運行業務委託実績報告書

4. 数値指標・目標値

（１）目標と数値指標・目標値との関係

目標を実現するため計画期間中に達成すべき状況を数値指標・目標値として設定します。

目標	数値指標	目標値
(1) 地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築	(1)-1 公共交通の利用者数の増加	公共交通の利用者数 ⇒5千人増加
	(1)-2 公的資金が投入されている公共交通の収支率の維持	公的資金が投入されている公共交通の収支率 ⇒現状維持
	(1)-3 利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額維持 公共交通ネットワークの構築により、誰もが移動できる交通環境をつくれます。また、公共交通ネットワークを維持できるように事業を維持していきます。	利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額 ⇒現状維持
(2) 移動が困難な町民への重点的な対応	(2) ドアツウドア型デマンド交通の普及 誰もが移動できる交通環境の視点から、ドアツウドア型デマンド交通（年齢や障がいの有無等の利用者の制限を導入する場合も考えられる）を全域にカバーすることを目標にします。	（移動困難者の） ドアツウドア型 デマンド交通の カバー率 ⇒100%
(3) バスの利便性向上	(3) 公共交通の満足度の向上 長泉町住民意識調査では「バスなどの公共交通の充実」について、満足度を分析しています。 令和2年は満足、ほぼ満足を足すと14.1%でした。この満足度を向上させることを目標にします。	公共交通の満足度 ⇒30.0%以上
(4) 関係主体の総力による利用促進・情報提供の充実	(4) 情報提供、利用促進策の始動 コミュニティバスの再編等を契機に、情報提供、利用促進策を実施していきます。 計画期間内に、情報提供、利用促進策を開始することを目標にします。	情報提供施策 ⇒年1回以上 利用促進策 ⇒年1回以上
(5) 新しい技術の導入	(5) 新技術の導入検討 計画期間内にモビリティに関わる新技術の導入検討を行います。	新技術の導入検討 ⇒1件以上

(2)段階的な目標値の設定

以下のような段階的な目標値を設定します。(1)～(4)の数値指標については、毎年目標値の達成状況を確認します。(5)の数値指標は、令和7年度に達成状況の確認を行います。また、達成状況を確認していく中で、目標値の設定については見直していくことも検討します。

数値指標	現状値	年次ごとの目標値				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
(1)-1 公共交通の利用者数	494,964 人	495 千人 (維持)	495 千人 (維持)	500 千人	500 千人	500 千人
(1)-2 公的資金が投入されている公共交通の収支率	23.0%	23.0% (維持)	23.0% (維持)	23.0% (維持)	23.0% (維持)	23.0% (維持)
(1)-3 利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額	317.0 円/人	317.0 円/人 (維持)	317.0 円/人 (維持)	317.0 円/人 (維持)	317.0 円/人 (維持)	317.0 円/人 (維持)
(2) (移動困難者の) ドアツウドア型デマンド交通のカバー率	30.2%	30.2%	30.2%	100%	100%	100%
(3) 公共交通の満足度	14.1%	17.3%	20.5%	23.6%	26.8%	30.0%
(4) 情報提供施策利用促進策		各1回	各1回	各1回	各1回	各1回
(5) 新技術の導入検討		-	-	-	-	1件

(3)数値目標の算出方法、目標値の設定について

以下の算出方法で目標値の確認を行います。また、目標値の考え方を以下に示します。

(1)-1 公共交通の利用者数

公共交通は、路線バス、コミュニティバス、全年齢対象のデマンド型乗合タクシーを対象とします。利用者数は年度の延べ人数とします。評価する数値は、前年度の実績値とし、公共交通事業者から提供されるデータから算出します。

現状値（R2）は、令和元年度の実績値から、運行本数が片道3本以下の桃沢野外活動センター線、北小林線を対象外とし計算を行いました。

令和4年度にコミュニティバスの再編を予定していることから、令和4年度の実数値を評価する令和5年に利用者数が5千人増加し、その後維持していくことを目標値として設定します。

(1)-2 公的資金が投入されている公共交通の収支率

町が委託しているコミュニティバス、デマンド型乗合タクシー※を対象とします。評価する数値は、前年度の実績値とし、収入額の合計を支出額の合計で除し100を乗じた数値とし、現状の収支率23.0%を維持していくことを目標値として設定します。

現状値（R2）は以下のように算出しています。

収支率＝収入額/支出額×100

収入額内訳：（東海バス輸送人数+伊豆箱根バス輸送人数）×100円+ももタク運賃収入（利用券含む）

支出額内訳：東海バス経常費用+伊豆箱根バス経常費用+ももタク運行経費

出典：令和元年度長泉・清水循環バス運行業務委託実績報告書

(1)-3 利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額

町が委託しているコミュニティバス、デマンド型乗合タクシー※を対象とします。町の年間委託金額を年間利用者数で割り計算します。評価する数値は、前年度の実数値とします。

現状の委託金額は、利用者1人当たり317.0円であり、維持していくことを目標値として設定します。令和4年度にコミュニティバスの再編を予定しているため、一時的に委託金額の増加が想定されますが、利用者が増えることで令和7年までに利用者1人当たり公共交通のための公的資金投入額が同程度になることを目標とします。

現状値（R2）は以下のように算出しています。

利用者1人当たり公的資金投入額＝委託費/年間利用者数

委託費内訳：東海バス委託料+伊豆箱根バス委託料+ももタク委託料

年間利用者数内訳：東海バス輸送人数+伊豆箱根バス輸送人数+ももタク輸送人数

出典：令和元年度長泉・清水循環バス運行業務委託実績報告書

※デマンド型乗合タクシー「いきいき号」については、実証運行中のため、対象外とします。本格運行された際には対象とします。

(2) (移動困難者の) ドアツウドア型デマンド交通のカバー率

ドアツウドア型デマンド交通の対象範囲をドアツウドア型デマンド交通圏域とします。この圏域に含まれる65歳以上の町丁目人口※(国勢調査)を合算してドアツウドア型デマンド交通圏域人口とします。長泉町全域の65歳以上人口の合計に占めるドアツウドア型デマンド交通圏域人口の割合に100かけた数値をドアツウドア型デマンド交通のカバー率とします。

令和元年度は、平成27年国勢調査の数値を使用し、算出しました。

令和4年度以降に広域にドアツウドア型デマンド交通の高齢者等の移動サービスの導入を検討していることから、令和5年から100%となることを目標値として設定しています。

現状値(R2)は以下のように算出しています。

カバー率=65歳以上のドアツウドア型デマンド交通圏域内の町民人口/65歳以上の町民人口

ドアツウドア型デマンド交通圏域人口の町丁目：元長窪、上長窪、東野(東野)、下長窪(下長窪)、下長窪(谷津)、竹原(高田)、竹原(竹原)、竹原(箱根免)、本宿、以上9町丁目

(3) 公共交通の満足度

長泉町住民意識調査の「バスなどの公共交通の充実」について満足、ほぼ満足を足した割合を公共交通の満足度とします。

現状値(R2)は令和2年の実績値とし、令和2年の調査結果の満足、ほぼ満足を足すと14.1%です。

令和7年度までに30.0%以上とすることを目標とし年々上昇していく数値を設定しています。

※町丁目人口とは、町丁目・字等別の総人口でありここでは国勢調査の小地域別総人口とします。

(件名)

長泉町地域公共交通計画の改訂について**1.長泉町地域公共交通計画改訂の経緯**

長泉町では、長泉町地域公共交通計画（令和3年3月策定）に基づき、マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業の開始（令和4年10月）、コミュニティバス循環線の実証運行開始（令和5年1月）、地域が主体となる移送サービス導入マニュアルの策定（令和6年3月）等の公共交通施策を展開している。

計画策定後の施策の進捗状況、上位関連計画の改定及び公共交通の運行や経路等の変更等を踏まえた計画とするため、地域公共交通計画の改訂を行う。

2. 長泉町地域公共交通計画改訂の概要**①町の上位・関連計画の改定、統計資料等の更新に伴う記載内容の見直し**

立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画の改定及び国勢調査等の統計資料の時点修正に伴う記載内容の見直しを行う。

主な改訂箇所

- ・本町の現状に関する統計資料の更新に伴う図や記載内容の時点修正 (p3～p11)
- ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画における改定内容の反映 (p13～p16)
- ・移動の特性に関する統計資料の更新に伴う図や記載内容の時点修正 (p18～p21)

②町の公共交通の現状の更新と記載内容の見直し

コミュニティバス循環線の実証運行開始及び民間路線バスや経路変更等を反映した公共交通サービス圏域図等の図表の更新、それに伴う記載内容の見直しを行う。

主な改訂箇所

- ・公共交通の路線図と本文の記載内容の更新 (p22)
- ・路線バス等の運行本数の図の更新 (p24)
- ・公共交通サービス圏域図と本文の記載内容の更新 (p25)

③施策進捗状況に合わせた記載内容の見直し

これまでの公共交通施策の進捗状況を踏まえ、記載内容の見直しを行う。

主な改訂箇所

- ・実証運行を終了したデマンド型乗合タクシー「いきいき号」の記載の削除 (p26)
- ・マイナンバーカードを利用したタクシー利用助成事業に関する記載の追加 (p26)
- ・コミュニティバスの再編方針やルート案の削除 (p67)

長泉町コミュニティバスの運行状況

長泉町コミュニティバスは、令和 5 年 1 月 23 日よりこれまでの「長泉・清水循環バス」の経路を見直し「南北線」とするとともに、町内を 8 の字で循環して運行する「循環線 A」「循環線 B」の計 3 路線へ再編した。

1. 運行概要

①南北線

路線名	南北線
運行日	毎日運行
運行本数	平日 6 便、土休日 5 便
運賃	150 円（80 円）、200 円（100 円）※（ ）内は小人運賃
使用車両	中型乗合バス
運行事業者	伊豆箱根バス株式会社（1 便～3 便）、株式会社東海バス（4 便～6 便）
運行開始日	令和 5 年 1 月 23 日（月）
その他	道路運送法第 4 条による運行

②循環線（循環線 A、循環線 B）

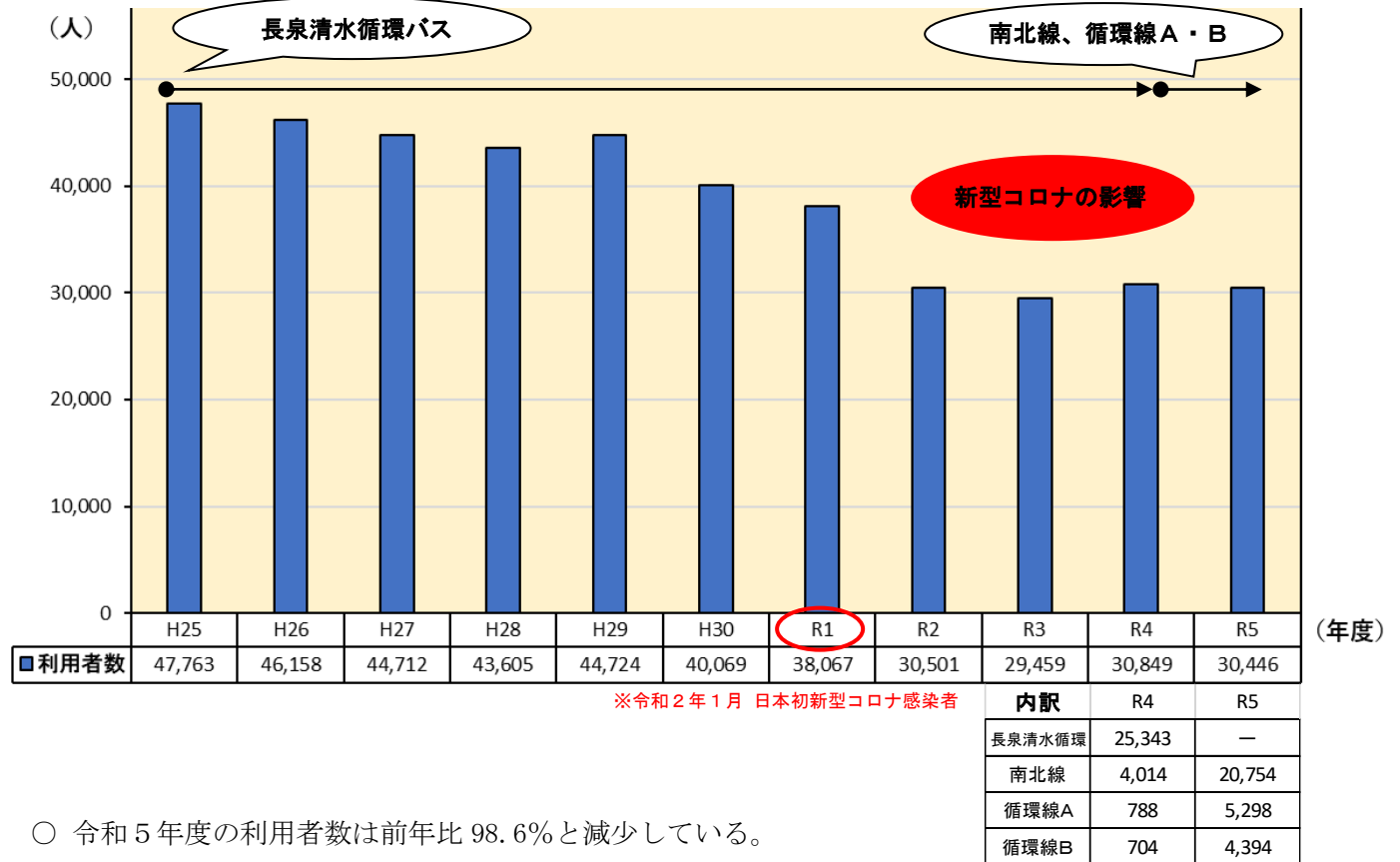
路線名	循環線 A、循環線 B
運行日	毎日運行
運行本数	平日 5 便、土休日 5 便
運賃	150 円（80 円）※（ ）内は小人運賃
使用車両	小型乗合バス ※バリアフリー基準に適合した車両が望ましい
運行事業者	富士急シティバス株式会社（A）、伊豆箱根バス株式会社（B）
運行開始日	令和 5 年 1 月 23 日（月）
その他	道路運送法第 21 条による運行（3 年間の実証運行）

③循環線（循環線 A、循環線 B）

種別		運賃・割引制度
基本運賃	南北線	1 乗車 150 円（80 円）、200 円（100 円） ※（ ）は小人運賃 ※3.0km まで 150 円、以降 200 円
	循環線	1 乗車 150 円（80 円） ※（ ）は小人運賃
割引制度	未就学児割引	未就学児無料（人数制限なし）
	障害者割引	基本運賃の半額 基本運賃 150 円は 80 円、200 円は 100 円
	フリー乗車券	乗降自由のフリー乗車券 1 日 500 円

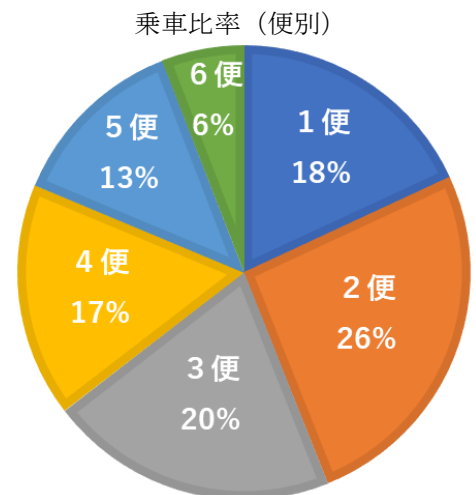
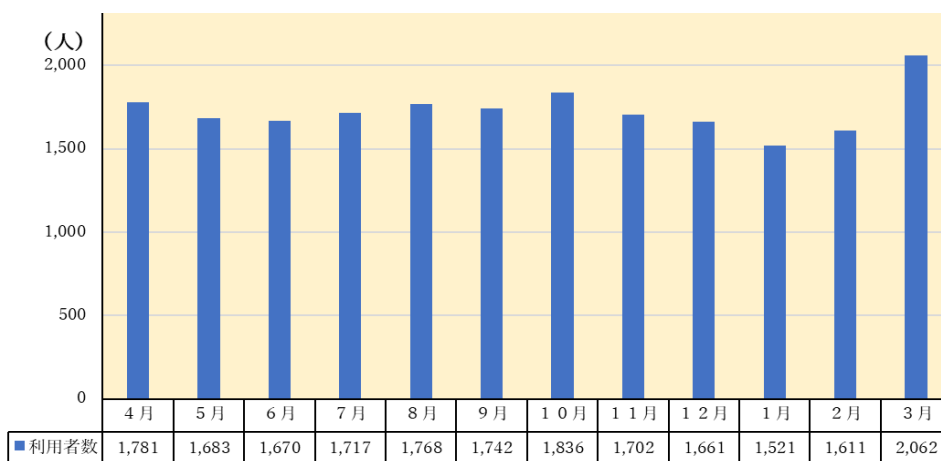
2. 運行状況

(1) 長泉町コミュニティバスの利用者数の経年推移



(2) 路線再編後の運行状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

① 南北線の利用者数(R5年度 年間利用者数: 20,754人)



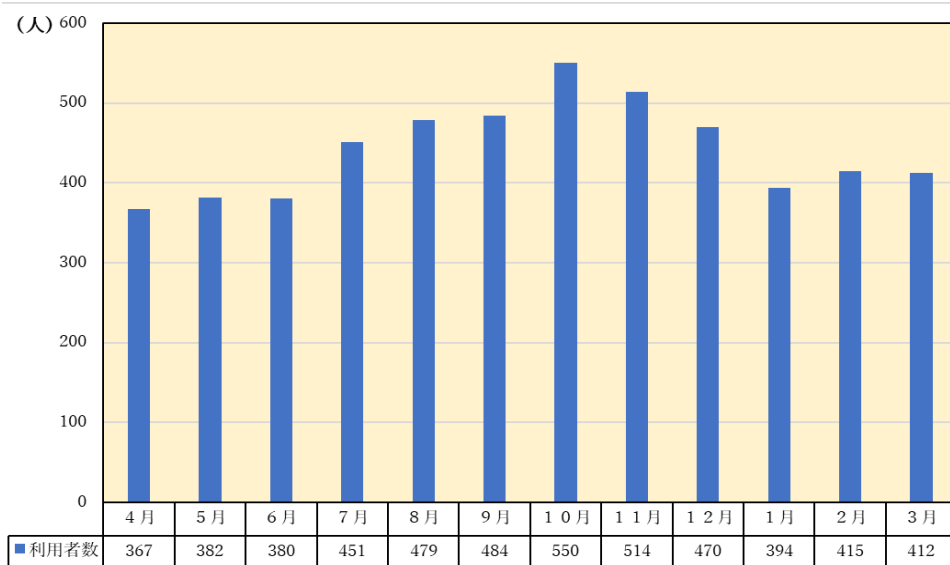
○ 利用者数は月平均1,730人である。通勤通学、通院や買い物で利用されている。

○ (南北線 利用が多い停留所)

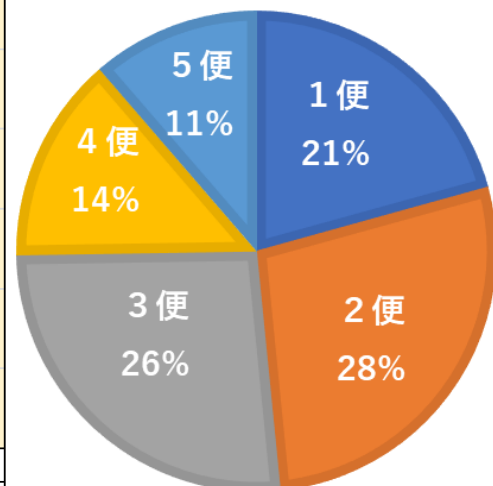
乗車 ①サントムーン柿田川 ②下土狩駅 ③静岡医療センター ④長泉なめり駅 ⑤エスポット前
降車 ①八幡東 ②サントムーン柿田川 ③下土狩駅 ④静岡医療センター ⑤長泉なめり駅

②循環線A、循環線Bの利用者数

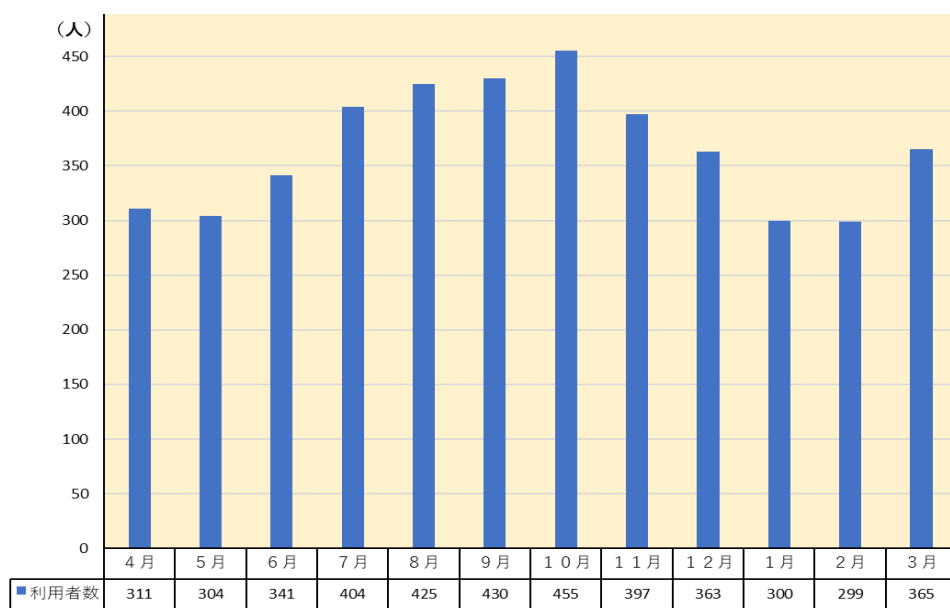
循環線A（R5年度 年間利用者数：5,298人）



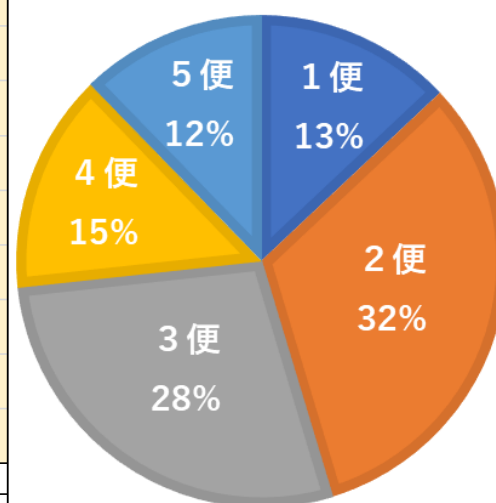
乗車比率（便別）



循環線B（R5年度 年間利用者数：4,394人）



乗車比率（便別）



○ 循環線Aの利用者数は月平均 442 人、循環線Bは月平均 366 人であり、両路線ともに通勤通学や買い物での利用が多く見られる。循環線A、Bともに2便、3便の利用が多い。

○（循環線A 利用が多い停留所）

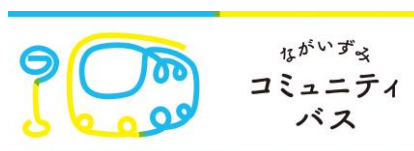
乗車 ①下長窪 ②グランド入口 ③南一色広場 ④ウェルディ長泉 ⑤城山

降車 ①下土狩駅 ②フレスポ長泉前 ③グランド入口 ④福社会館 ⑤長泉なめり駅

○（循環線B 利用が多い停留所）

乗車 ①下土狩駅 ②池田病院前 ③長泉なめり駅 ④本宿北 ⑤長泉ショッピングセンター

降車 ①下土狩駅 ②ウェルディ長泉 ③勤労者体育センター東 ④グランド入口 ⑤南一色広場



デマンド乗合タクシー「ももタク」の運行状況

- 令和 5 年度の利用者数は前年比+39 人と増加し、年々利用者が増えている。
- 運行台数は前年度より減っているが、輸送人員は増えているため、乗合率は微増している。
- 乗合率は上昇しているが、令和 5 年 9 月 25 日の一般タクシーの運賃改定などによる運行経費の増加が起因し、収支率は減少している。
- 特に乗降回数の多い停留所は、昨年度と同じく桃沢郷と屋代住宅である。

＜経緯＞

令和元年 9 月 往復ともに 3 便減便、時刻改正

令和 3 年 4 月 帰り予約締切時間「30 分前」に短縮、100～200 円運賃値上げ

令和 5 年 1 月 コミュニティバス再編に合わせて時刻改正

【各月輸送人数】

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	乗合率 (年)
実証運行	H30							127	106	98	83	70	66	550	1.24
	R01	101	89	117	113	80	69	90	70	79	56	50	60	974	1.20
本格運行	R02	27	30	77	79	74	92	114	132	126	114	78	95	1,038	1.16
	R03	88	53	81	108	107	102	76	86	81	75	89	122	1,068	1.16
	R04	138	104	109	115	129	132	152	141	152	137	120	157	1,586	1.22
	R05	137	145	155	141	129	108	150	129	148	126	133	124	1,625	1.29

【運行概要】

年度	運行日数 (日)	運行台数 (台)	1日あたり平均 運行台数(台)	輸送人数 (人)	1日あたり平均 輸送人数(人)	実車走行 キロ数(km)	乗合率	運行経費 (円)	運賃収入(円) (利用券含む)	委託料 (円)	収支率 (%)
H30	118	441	4	550	5	1,274	1.25	500,630	119,650	380,980	23.9
R1	225	813	4	974	4	2,873	1.20	1,167,630	233,700	933,930	20.0
R2	227	902	4	1,038	5	3,819	1.15	1,655,210	263,650	1,391,560	15.9
R3	234	915	4	1,068	5	3,327	1.17	1,518,390	304,800	1,213,590	20.1
R4	241	1,301	5	1,586	7	4,994	1.22	2,265,990	441,520	1,824,470	19.5
R5	243	1,258	5	1,625	7	4,616	1.29	2,261,870	431,700	1,830,170	19.1

【各停留所の乗降者数】

行き：各停留所 → 目的地（ウエルディ長泉、下長窪、長泉なめり駅）

帰り：目的地（ウエルディ長泉、下長窪、長泉なめり駅）→ 各停留所

※その他、各停留所間の利用、目的地間の利用は除く

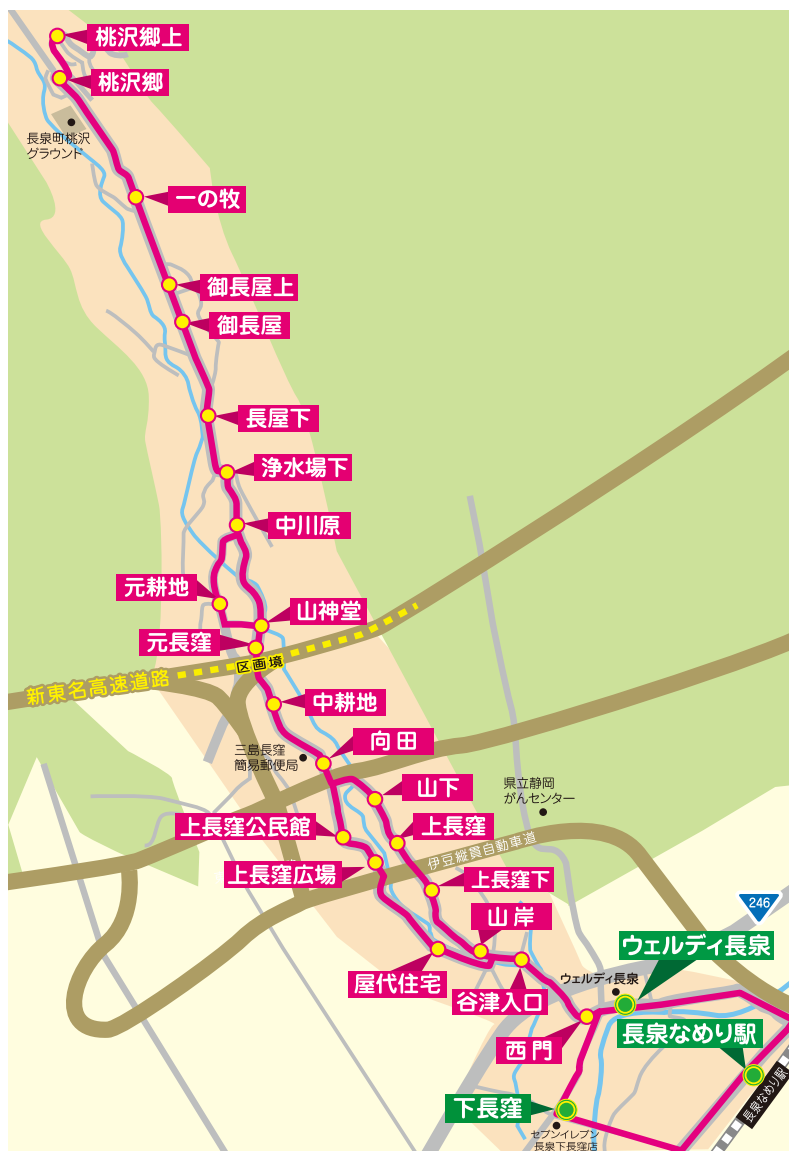
停留所	ウエルディ長泉、下長窪、長泉なめり駅											
	行き						帰り					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H30	R1	R2	R3	R4	R5
桃沢郷上	27	120	166	43	6	22	16	55	35	14	6	23
桃沢郷	1	7	76	126	221	238	0	3	74	119	204	160
一の牧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御長屋上	5	23	72	13	43	33	2	6	24	16	69	48
御長屋	3	1	1	4	7	16	1	0	0	4	19	26
長屋下	0	0	1	0	19	30	1	0	0	0	3	2
浄水場下	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
中川原	1	0	0	2	0	0	1	0	0	2	2	0
元耕地	1	5	0	2	11	9	0	0	0	0	8	12
山神堂	15	19	8	29	39	38	2	2	0	6	14	25
元長窪	34	22	19	3	5	2	3	1	1	0	1	2
中耕地	5	14	2	12	10	0	6	1	2	0	2	0
向田	53	81	58	49	27	49	43	80	83	86	61	85
山下	3	9	5	4	3	2	2	2	4	0	1	1
上長窪公民館	23	40	3	1	4	0	4	4	0	3	3	1
上長窪	2	3	0	3	0	0	0	2	1	0	0	0
上長窪広場	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上長窪下	10	4	15	20	18	0	10	2	0	0	1	2
屋代住宅	164	269	241	264	363	379	95	160	139	212	324	371
山岸	11	9	0	3	3	0	1	2	0	0	0	0
谷津入口	4	23	7	18	57	42	0	0	0	3	15	2
西門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	362	650	674	596	838	860	187	320	363	465	733	760



ももタク

2023
1/23(月)
時刻改正

お知らせ：一部時刻改正を行いました。(行き：7便・9便・10便)(帰り：5便～8便)



停留所名		目的地		
		ウェルディ長泉	下長窪	長泉なめり駅
1	桃沢郷上	500円	500円	600円
2	桃沢郷			
3	一の牧			
4	御長屋上	400円	400円	500円
5	御長屋			
6	長屋下			
7	浄水場下			
8	中川原	300円	300円	400円
9	元耕地			
10	山神堂			
11	元長窪			
12	中耕地	200円	200円	300円
13	向田			
14	山下			
15	上長窪公民館			
16	上長窪	200円	200円	300円
17	上長窪広場			
18	上長窪下			
19	屋代住宅			
20	山岸			
21	谷津入口			
22	西門			

※停留所間の運賃については、お問い合わせください。

利用する便の予約締切時間までに電話予約をお願いします。

※行きは 1 時間前 (1 便のみ前日 21 時)、帰りは 30 分前まで

行き	乗降場所	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便	7 便	8 便	9 便	10 便
	予約締切時間	前日 21 時	6:25	7:40	8:15	8:40	10:10	11:40	12:40	14:00	16:00
時刻	桃沢郷上 発	6:30	7:25	8:40	9:15	9:40	11:10	12:40	13:40	15:00	17:00
	ウェルディ長泉 着	6:45	7:40	8:55	9:30	9:55	11:25	12:55	13:55	15:15	17:15
	下長窪 着	6:45	7:40	8:55	9:30	9:55	11:25	12:55	13:55	15:15	17:15
	長泉なめり駅 着	6:50	7:45	9:00	9:35	10:00	11:30	13:00	14:00	15:20	17:20
帰り	乗降場所	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便	7 便	8 便	9 便	
	予約締切時間	10:25	11:00	12:15	13:00	14:30	15:10	16:30	17:15	18:35	
時刻	長泉なめり駅 発	10:55	11:30	12:45	13:30	15:00	15:40	17:00	17:45	19:05	
	下長窪 発	11:00	11:35	12:50	13:35	15:05	15:45	17:05	17:50	19:10	
	ウェルディ長泉 発	11:00	11:35	12:50	13:35	15:05	15:45	17:05	17:50	19:10	

※交通状況や天候などにより遅れることがあります。※予約のない便は運行していません。



まずは 会員登録を

「会員登録申請書」のご提出は、郵送、FAX のいずれか、または直接役場企画財政課にお持ちください。申請書は、役場企画財政課と各区公民館に置いてあります。
また、長泉町ホームページからもダウンロードできます。

(長泉町 HP)



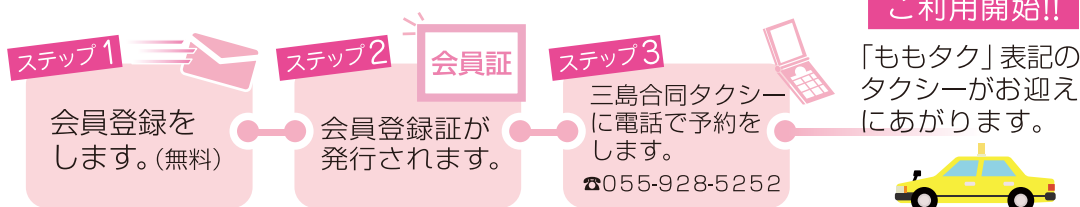
※「元長窪区」「上長窪区」「屋代住宅区」「谷津区」「下長窪区 14 班・15 班・17 班」にお住まいの方が対象です。

会員登録に関するお問い合わせ
長泉町 企画財政課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828
電話番号：055-989-5504 ファックス：055-989-5585

かんたん！ ご利用までの ステップ

会員登録からご利用まで



※予約のない便は運行しませんのでご注意ください。

出かけるとき(例)

デマンドタクシー予約受付

専用電話 ☎055-928-5252

- 時刻表をご覧になり、ご利用の便の1時間前までに電話予約をお願いします。
- 行きは1便のみ、前日の21時までに予約願います。

会員番号〇〇の〇〇です。
5便で、「桃沢郷」から乗車予約をお願いします。



予約を承りました。
9時〇〇分頃にお迎えに
まいります。
「桃沢郷」停留所
でお待ちください。



ももタクが停留所まで
お迎えにまいります。



お待たせしました。



停留所に到着。

ウェルディ長泉 下長窪



ご利用ありがとうございました。



長泉なめり駅

帰るとき(例)

デマンドタクシー予約受付

専用電話 ☎055-928-5252

- 時刻表をご覧になり、ご利用の便の30分前までに電話予約をお願いします。

会員番号〇〇の〇〇です。
「ウェルディ長泉」帰りの6便の
乗車予約をお願いします。



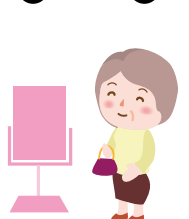
予約を承りました。
15時20分頃にお迎えに
まいります。
「ウェルディ長泉」停留所
でお待ちください。



ももタクが停留所まで
お迎えにまいります。



お待たせしました。



停留所に到着。



ご利用ありがとうございました。



ご利用に際してのお願い

- 同じ便に複数の予約(乗り合い)があった場合は、迎えに行く時間が多少遅れますので、ご了承ください。
- キャンセルをされる場合は、必ずご連絡ください。

予約・運行に関するお問合せ

三島合同タクシー(株)

利用する便の予約締切時間までに電話予約をお願いします。
※行きは1時間前(1便のみ前日21時)、帰りは30分前までとなります。

専用電話 ☎055-928-5252

○長泉町地域公共交通協議会設置要綱

平成19年3月30日告示第42号

改正

平成25年3月13日告示第8号

平成27年3月9日告示第18号

平成30年5月16日告示第84号

令和2年4月1日告示第41号

長泉町地域公共交通協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、長泉町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関する事項
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事項
- （3）活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関する事項
- （4）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）住民又は利用者の代表者
- （2）一般旅客自動車運送事業者
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （4）一般社団法人静岡県バス協会の代表者
- （5）国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- （6）静岡県の公共交通担当課長又はその指名する者
- （7）町長が指名する者
- （8）静岡県裾野警察署長又はその指名する者
- （9）学識経験者
- （10）その他協議会の運営上必要と認められる者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が調った事項については、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成25年3月13日告示第8号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第6号の規定により新たに町長が任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成30年5月16日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定により新たに町長が委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則(令和2年4月1日告示第41号)

この告示は、公示の日から施行する。
